

令和4年3月16日

各公益社団法人・一般社団法人会長 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による濃厚接触者への対応について

平素から本県の感染防止対策の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

濃厚接触者のうち社会機能維持者の待機期間の短縮について、令和4年1月31日「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による濃厚接触者への対応について」のとおりご連絡したところですが、厚生労働省から抗原定性検査キットの共有に係る優先付け措置等の終了が別添のとおり示されたことを受け、県ホームページ等に所要の更新を行いました。

【変更点】

(変更前)

- ・社会機能維持者の所属する事業者が、抗原定性検査キットを医薬品卸売販売業者から購入しようとする際は、「検査実施体制に関する確認書」に加え、「抗原定性検査キット優先供給に係る説明書」を当該医薬品卸売販売業者に提出すること。

(変更前)

同取り扱いを終了（3月16日付）

貴法人におかれましては、所属事業者の皆様等への周知及び本件にかかる適切な対応について、ご協力賜りますようお願いいたします。

※詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて公表しています。

【県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/200414.html>

<添付資料>

- ・抗原定性検査キットの供給に係る優先付け措置等の終了について（令和4年3月16日付け、厚生労働省事務連絡）